

不燃・大型ごみ を出す日

◇資源ごみ

5日(第1火曜日)

◇小型プラスチックごみ

12日(第2火曜日)

◇燃えないごみ

19日(第3火曜日)

◇燃える大型ごみ

26日(第4火曜日)

☆スプレー缶、卓上カセットボンベなどは、必ず使い切り、穴を開けてから「資源ごみの日」に出すようにしてください。

御坊広域清掃センター 「直接持込」

◇平日

8:30~16:00(時間厳守)

・当日「許可証」発行

◇休日【4月24日(日)】

8:30~11:30

・1週間前から「許可証」発行

御坊広域清掃センターへの 持込方法について

◇平日に持ち込む場合

当日、車に**ごみを積んで**、「許可証」を取りに来てください。

※一般家庭用ごみは10kgにつき、30円+消費税、その他のごみは10kgにつき、100円+消費税の費用がかかります。

◇休日に持ち込む場合

休日の開放日までの平日に「許可証」を取りに来てください。

※一般家庭からのみの持ち込みとなります。

※許可証を取りに来る際は、ごみを積んで来ていただくなくてかまいません。

環境衛生課

☎0738-23-5506

緑の募金活動に ご協力ください！

私たち人間をはじめ、様々な動物たちが生きていけるのは、森林のおかげです。

森林には、生物が生きにくい水や空気をきれいに作り出す力があります。

しかし、近年では環境破壊などが原因で、人の手を加えなければ、その状態を保てないほどに、荒廃している森林もあります。

御坊市では、この大切な緑を守り育てるため、緑の募金による緑化活動を行います。ぜひ皆さん、ご協力ください。皆さんからの募金は、次のような活動に使われます。

◆森林整備…重要水源林や市民の森の保全・整備

◆緑化の推進…苗木配布や植樹祭の開催など

◆国際協力…熱帯林の再生や砂漠化防止など

昨年度実績

614,911円

農林水産課 農林水産係

☎0738・23・5510

メジロは

原則捕獲禁止！

愛玩飼養目的での捕獲が認められていたメジロは、現在、原則捕獲禁止となっています。既に飼養登録されているメジロについては引き続き飼養できます。

なお、野外で野鳥を観察できない高齢者の方などは、捕獲が許可される場合があります。

問 捕獲許可について

御坊保健所衛生環境課

☎0738・24・3617

飼養登録について

市役所農林水産課

☎0738・23・5510

4月から次の福祉手当制度の手当額が改定されます

「特別児童扶養手当」、「障害児福祉手当」、「特別障害者手当」、「経過的福祉手当」の手当額が、平成28年4月分(特別児童扶養手当は8月10日支給分、障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当は5月10日支給分)から引き上げられます。

◇各福祉手当制度手当額

	平成28年 3月分まで(月額)	平成28年 4月分から(月額)
特別児童扶養手当1級	51,100円	51,500円(+400円)
特別児童扶養手当2級	34,030円	34,300円(+270円)
障害児福祉手当	14,480円	14,600円(+120円)
特別障害者手当	26,620円	26,830円(+210円)
経過的福祉手当	14,480円	14,600円(+120円)

◇特別児童扶養手当とは

20歳未満で、身体や知的または精神に中程度以上の障害もしくは長期にわたる安静を必要とする病状にある児童を監護している方に支給される手当です。

◇障害児福祉手当とは

20歳未満の在宅で、重度の身体障害、知的障害、精神障害のある児童に支給される手当です。

◇特別障害者手当とは

20歳以上の在宅の障害者で、国民年金法1級程度の障害が重複するなど、著しく重度の障害のある方に支給される手当です。



※これらの手当の支給に関しては、所得制限などがあります。

◇問い合わせ 健康福祉課 障害福祉係 ☎0738-23-5645